

令和4年度 島根県グローバル人材育成支援事業

留学奨学金 募集要項

島根県内の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会」（以下「本協議会」という。）では、令和4年度（第8期）島根県グローバル人材育成支援事業（以下「本事業」という。）の派遣留学生を募集します。

<島根県グローバル人材育成支援事業について>

本事業は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローバル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、島根県内の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成される本協議会が主体となって行います。支援企業は、学生に対する奨学金の一部を支援します。

※この事業は、文部科学省の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」として令和3年度まで実施していた事業の島根県版の後継事業です。

記

1. 趣旨

島根県は、世界遺産の「石見銀山」、国宝の「出雲大社」・「松江城」など、豊富な観光資源に恵まれています。また、特殊鋼、鋳物、電子部品、情報通信産業、農業機械、自動車部品、石州瓦、食品など、ものづくり産業の集積や大規模な生産拠点が、地域経済を牽引しています。特に、「たたら製鉄」からつながる特殊鋼メーカーの事業拡大や特殊鋼関連企業の共同受注体「SUSAN00」が航空産業等への参入を目指していることや、プログラミング言語 Ruby を中心にソフトウェア系の IT 産業の集積など、製造業や IT 産業に特徴を持っています。

一方、島根県は、地域の特性を活かした新産業・新事業の創出、中小企業のグローバル化や海外での販路拡大や海外進出の進展、国内外からの観光客誘致促進などの課題を抱えています。

このような地域が抱える課題を解決し、地域の可能性を広げていくためには、課題を多角的に見る力、粘り強く課題に取り組む力、正解の見えない中でより良い選択肢を選ぶ能力など、地域を理解したうえで、グローバルかつローカルな視点を持った人材の育成が必要となっています。このような人材育成を行うため、島根県の産官学が連携して本事業を推進していきます。

2. 事業の概要

本事業は、島根県が抱える課題に果敢にチャレンジし、将来の島根県の産業界をリードするグローバルな人材を育成し、県全体の地域活性化につなげていくため、産業界、高等教育機関、県が連携し、①製造業や IT 分野などで活躍する産業人材、②県内企業の海外展開に関するビジネスモデルを創出する人材を育成するためのプログラムです。また、③事業の趣旨・目的に沿った学生オリジナルの計

画も受付けています。

3. 求める人材像

本事業では次の各項目に合致する人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
 - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・社会のために貢献したいという高い志
 - ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本制度で実施する研修、派遣留学生ネットワーク等における教育課題や、独自の企業や学生等との交流等に主体的に参画する人材
- (4) 島根県の地域課題を理解した上で、異文化社会での経験を踏まえて自ら積極的に課題にチャレンジしようという意欲のある人材
- (5) 将来、島根の企業等に就職するもしくは起業する等、島根の発展に貢献する意思を有する人材

4. 定義

本要項において、「派遣留学生」とは、島根県の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第3年次以上で専攻科を含む）、専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）に在籍する学生または島根県以外の大学等に在籍し、卒業・修了後島根県にU Iターンを希望する学生で、本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. プログラム

(1) 留学計画

【プログラムの種類】

島根県は、少子高齢化・人口減少、中小企業のグローバル化や海外での販路拡大、外国からの訪日観光客が期待通りとなっていない、地域の特性を活かした新たな産業・事業の創出などの諸点で課題を抱えています。このような課題のある中、以下の産業を振興すべく官民あげて取り組

んでいます。

・プログラムのテーマ（産業・分野・課題等）

プログラムテーマは以下の①もしくは②となりますが、同分野に含まれない場合には③のコースを選択することが可能です。

① 目指せグローバルエンジニア：県内企業が求める産業技術人材育成コース

島根県内の特徴的な集積産業や大規模な生産拠点がある製造業（特殊鋼、鋳物、電子部品、情報通信産業など）や、ソフトウェア系の IT 産業は今後も県内産業の屋台骨を支える産業です。そのため、本産業を支える人材の育成が急務となります。本コースはこれらの産業を中心とし、海外の先端研究や先端技術等を学ぶことを通じて、グローバルな視点を有した産業技術人材を育成するコースです。

② 島根産業の国際化：県内企業の海外展開に関するビジネスモデルを創出する人材育成コース

人口減少に伴う国内市場縮小が進む中で、新たなマーケットの開拓は製造業、ソフトウェア系の IT 産業に加えてサービス業や観光業等の幅広い県内企業にとって重要な課題です。異文化理解や消費者志向等の分析を通じて海外展開に関する基礎を学び、海外との取引や海外拠点での責任者となり得る人材及び、海外との交流促進や観光客拡大につなげることのできる人材を育成するためのビジネスモデルコースです。

③ 事業の趣旨・目的に沿った学生オリジナルコース

【プログラムの構成】

① 事前オリエンテーション（1日程度）

本事業の趣旨・目的、島根県の現状と課題、奨学金受給手続き方法、基本的な海外安全講座等のオリエンテーションを留学前に行います。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、オンラインでの実施など形式を変更して実施する場合があります。

② 壮行会（1日）

地域の壮行会は松江市内で留学前に開催します。

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、オンラインなど形式を変更して実施、もしくは、不開催の可能性もあります。

③ 留学プログラム

ア 留学期間（現地活動日数）は15日以上1年以内とし、5.（1）に記載した3コースのいずれかを選択し留学します。

イ 海外活動地域は、県内企業が主に活動する地域及び、今後の展開が期待される地域（中国、香港、台湾、ベトナム、タイ、インドネシア、ミャンマー、インド、その他アジア、北米、ヨー

ロッパ) とします。

ウ 海外留学・実践活動先は、基本的には自ら提案いただきますが、本協議会が紹介することも可能です。学生はコーディネーター（県内各高等教育機関の学生は所属する大学等の国際交流担当部署に確認ください）に相談してください（県外学生は島根大学に問い合わせください。連絡先は文末に記載）。

④ インターンシップ

ア 留学中の実践活動に必要な知識を習得し、設定課題を深化させるためにインターンシップを推奨します。

イ インターンシップ先は、原則寄附企業とします。

寄附企業名は以下の通り。(50音順、令和4年5月1日現在)

株式会社出雲村田製作所、株式会社オネスト、株式会社キグチテクニクス、山陰クボタ水道用材株式会社、株式会社山陰合同銀行、山陰中央テレビジョン放送株式会社、島根島津株式会社、株式会社島根富士通、株式会社田部、株式会社テクノプロジェクト、中村ブレイス株式会社、パナソニック ソーラーシステム製造株式会社、ホシザキ株式会社島根工場、松江土建株式会社、松永牧場株式会社、株式会社ミック

⑤ 事後報告会 (1日)

帰国後に、学生の留学成果を当該留学に直接関係した企業等関係者、本協議会関係者を対象にした発表会を行います。また、高等教育機関にて発表会を実施します。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、オンラインでの実施など形式を変更して実施する場合があります。

⑥ ネットワークづくり

派遣学生は本協議会のコミュニティに入ることが義務付けられており、SNS（LINE オープンチャット）等を通じてコミュニティ参加学生同士の交流を図るとともに、留学状況を随時報告し、研修の可視化を図ります。

(2) 留学計画の要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

①令和5年(2023年)2月1日(水)から令和5年(2023年)3月16日(木)までに諸外国において留学が開始される（渡航日ではなく、プログラム開始日となります。）計画

※事前オリエンテーションに参加することが、留学開始の要件となります。

②諸外国における留学期間が15日以上1年以内の計画

※留学期間とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり、

渡航及び帰国に係る期間は含まれません。

※留学期間終了後、1ヶ月以内に帰国する必要があります。

- ③留学先における各受入機関（以下「留学先機関」という。）がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画

※留学先機関とは、現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは不可です。

※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。

- ④日本の在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画

- ⑤留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

- ⑥アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画

※アンバサダー活動とは、留学先において日本や島根県の良さを発信する活動を指します。

例) 日本文化紹介、島根の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう

※エヴァンジェリスト活動とは、帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。

例) 活動報告会の開催やwebでの発信

- ⑦留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ（危険情報）」において「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上、「海外安全ホームページ（感染症危険情報）」において「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」に該当する地域ではない計画

※新型コロナウイルス感染症について留学先の感染状況や感染防止策、感染した場合の現地の医療体制の確認のほか、帰国時の防疫措置の把握、帰国ルートの確保、感染症に対応した保険加入など、十分な安全対策を講じてください。

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

審査については書類選考と面接を同時に行います。書類審査においては以下の(1)～(3)についての評価及び記載内容の論理性などの点を中心に評価し、また、面接審査は本人の意欲などを確認するとともに、人物面を重視した評価を行います。

- (1) 島根県の大学等に所属する学生、または、UIターンを希望する学生であり、将来の島根県の産業界をリードする人材となり、留学を通じて社会のために貢献したいという強い志をもつ学生
- (2) 島根県の企業等への就職を強く希望する学生
- (3) 島根県の地域活性化、問題解決に貢献することを強く希望する学生

7. 支援の内容

- (1) 奨学金

①奨学金：留学先地域を問わず、一律1人月15万円支給（原則、当該月に支給）

※一月に15日以上活動した場合に支給します（移動日は含まれません）。

②留学準備金：本制度における留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費等

・アジア（国及び地域）…10万円

（アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス）

・上記以外の地域…15万円

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は、**在籍大学等を通じて**口座振込により行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等についての詳細は別途案内します。

8. 支援予定人数

10名程度（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

9. 派遣留学生の要件

本事業で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時までに日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(8)に掲げる要件を**全て満たす学生**になります。

- (1) 本事業で実施するプログラム（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）、コミュニティに参加する学生
- (2) 将来、島根の企業等に就職するもしくは起業する等、島根の発展に貢献する意思を有する学生
- (3) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (4) 留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会へ連絡してください。

- (7) 当該派遣年度の4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- (8) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本事業による奨学金の支給月額を超えない学生

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本事業の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援する在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。

※在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙1「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募書類の作成及び提出

応募者は、下記(1)で示した本協議会、高等教育機関、島根県のウェブサイトから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。なお、応募される留学計画は、在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

また、応募以後に転学が決定している場合であっても、応募書類の提出は応募時の在籍大学等へ行ってください。

- (1) 島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会、島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校、島根県（県外学生の場合については、19.の連絡先まで問い合わせてください。）

URL：島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会 <https://www.tobitate-shimane.jp/>

島根大学 <http://kokusai.shimane-u.ac.jp/>

島根県立大学 <http://www.u-shimane.ac.jp/effort/international/>

松江工業高等専門学校 <http://www.matsue-ct.ac.jp/>

島根県 <http://www.pref.shimane.lg.jp/sangyo/>

- (2) 応募学生申請書類

①留学計画書（様式1）

②留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

- (3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は各在籍大学等にて設定されます。

島根大学・・・11月21日（月）

島根県立大学・・・11月18日（金）

松江工業高等専門学校・・・11月21日（月）

※県外の大学の場合は事務局にまずはお問い合わせください。

※応募内容は日本語で作成してください。

※応募に当たっては、手引等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限：在籍大学等で設定された期限 ※11.（3）参照

本協議会への提出期限：令和4年(2022年)11月30日（水）必着

面接審査：令和4年(2022年)12月15日（木）

方法：オンライン（ZOOM）

審査方法：プレゼンテーションおよび個人面接

採否結果の通知：令和4年(2022年)12月中旬

事前オリエンテーション：令和4年(2022年)12月28日（水）

方法：オンライン（ZOOM）

壮行会：令和5年(2023年)1月

海外留学の開始：令和5年(2023年)2月1日（水）から

令和5年(2023年)3月16日（木）まで

事後報告会：令和5年(2023年)4月もしくは適宜調整

13. その他必須事項

派遣留学生は、本協議会が実施するコミュニティへ参加し、留学後も継続的かつ積極的に活動する必要があります。また、留学終了後1ヶ月以内に「留学状況報告書」を事務局に提出してください。提出様式、提出方法についての詳細は別途案内します。

また、毎年度末の進路調査にて、進学先や就職先等をご報告頂きますのでご協力の程よろしくお願い致します。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容や支給月数に影響を及ぼ

すことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きを行う必要があります。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本事業による支援を受けるに相応しくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3ヶ月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています。）。在留期間が3ヶ月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

ウェブサイト http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

17. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍大学等を通じて、本協議会に相談してください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本事業への応募に関して提出された個人情報は、本事業のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び機構等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先 (学校担当者専用)

※応募者は、在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会事務局

【住所】 〒690-8504 島根県松江市西川津町 1060

島根大学グローバル化推進本部国際センター

【メール】 tobitate_shimane@office.shimane-u.ac.jp

【電話】 0852-32-9772

【問合せ対応時間】 月曜から金曜 9:00～16:00